

# 寝屋川市いじめ防止基本方針の主な改定内容<5項目抜粋>

項目	改定趣旨	改定後	現行
1 いじめの定義	解釈上、いじめとして扱われていない「けんか」の範囲については、限定的であることを具体例を示しながら明確にする。(P2: 5~8行目)	けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとしします。	けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、児童等の感じる被害性に着目した見極めが必要です。
2 学校基本方針 《新規》	学校基本方針の意義を再認識させながら、全教職員に方針に基づく対応を改めて確認させる。(P5: 24~P6: 3行目)	学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。 ・学校基本方針に基づく対応を徹底し、教職員がいじめを抱え込まず、かつ学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応とする。 ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童等及びその保護者に対し、児童等が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。 ・加害児童等への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、いじめの加害児童等への支援につながる。	
3 学校いじめ対策組織	学校がいじめ対策の企画立案等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を工夫・改善するよう促す。(P7: 26~P8: 9行目)	学校いじめ対策組織は当該学校の複数の教職員により構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等、専門的な知識を有する者に参画を要請し、いじめの防止等に関するアドバイスや意見・協力を求め、組織的な対応を行います。 いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、 <b>教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させる</b> ためには、児童等に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要があります。このため、学校がいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とすることが有効です。	当該組織は、学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たって中核となる役割を担います。 この組織は当該学校の複数の教職員により構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等、専門的な知識を有する者に参加を要請し、いじめの防止等に関するアドバイスや意見・協力を求め、組織的な対応を行います。
4 いじめへの対処 《新規》	学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。 いじめの「解消」の定義を明確化し、学校は、いじめが解消に至るまで被害児童等への支援を継続すること等を徹底する。(P12: 8~P13: 8行目)	いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとしします。 ア いじめに係る行為が止んでいること 被害児童等に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この事案にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとしします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。 イ 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。 以上のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要があります。	
5 その他 《新規》	就学前の段階から機会を捉えて、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるように取組を促す。(P5: 13~18行目)	<b>幼児期の教育</b> いじめの未然防止に向けて、 <b>幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促します。</b> また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案します。	